

東京都社会保険労務士会

江戸川支部 顧問委嘱規程

平成 20 年 4 月 24 日現在

江戸川支部顧問委嘱規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京都社会保険労務士会江戸川支部（以下「当支部」という）が、当支部細則運用規約第11条に基づいて、顧問の委嘱に関して定めたものである。

(委 嘱)

第2条 顧問は、当支部に著しい業績を残した功労者の中から支部役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。

2. 顧問の任期は、支部長が期間を定め委嘱することとし、再委嘱を妨げない。

(附 則)

1. 平成8年4月1日に制定、施行
2. 平成20年4月24日から一部改正、施行